

区民の声の公表(令和5年7月受付分)

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先(電話、FAX)	受付日	関連情報
公園の設備について	公園の一角にバスケットボールのハーフコートの場所が欲しいです。特に広い公園に欲しいです。(区内複数箇所)	バスケットボール等の利用ができる球戯広場につきましては、スペースに余裕のある比較的に大きな区立公園等9箇所に整備しており、日々、多くの方にご利用いただく人気の広場となっております。一方で、近隣にお住まいの方々から球戯利用に伴う「騒音」に関するご意見や、利用者が多いが故に利用方法等の「マナー」に関するご要望も多く、様々な声をいただきながら運営しています。特にバスケットボールにつきましては、ドリブルの音などに関する改善要望をいただくことが多く、近隣にお住まいの方々を始め、公園を利用される他の方々の理解を得ていくことが大きな課題となっております。区といたしましては、バスケットボールができる球戯広場など、区民から寄せられる様々なご意見に応えられる公園づくりを目指し、比較的大きな公園の新設や改修の際には、近隣にお住いの方々や公園利用者等との意見交換を積み重ねながら公園整備に取り組んでまいります。	みどり33推進担当部 公園緑地課	電話 03-6432-8907 FAX 03-6432-7989	令和5年7月3日	
ハクビシン駆除を希望	公園脇で大型ハクビシン2頭発見しました。写真も撮りました。かなり大きいので駆除しないと怖いです。対応をお願いしたいです。	世田谷区ではハクビシンの防除事業を実施しており、ハクビシンが家屋内に棲みつき生活環境に被害が生じている場合に、建物の所有者または管理者からの依頼に基づき、現場確認及び捕獲器の設置を行っています。公園のような不特定多数の方が利用される場所の場合、安全に捕獲器を設置・管理することが難しく、また、屋外にはハクビシンの餌となる果物等が多く捕獲器にかかりづらいこともあり、防除事業の対象外となっています。ハクビシン等の野生動物を目撃された際は、近寄らずに遠くから見守っていただきますようお願いいたします。	環境政策部 環境保全課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和5年7月4日	
病児保育の予約について	病児保育の予約についてです。前日の時点で利用してる人が翌日も利用できるようにしていると、同じ人たちが連続利用で仕事を続けられる一方で、利用枠が埋まってしまうと新規の申し込みやキャンセル待ちとなり、仕事に復帰するメドが立たない人もいます。仕事に復帰しやすくするためのシステムを検討いただきたいです。	病児保育の利用につきましては、二次感染を防止するため、各施設の陰圧室などの設備やお預かりするお子さんの症状によっては、利用を希望されている全ての方をお預かり出来ない場合がございます。また、二日目以降の連続利用については1回につき7日間利用できるとしているため、症状が継続している場合には、引き続きでお預かりしています。予約がいっぱいの際は、すべての施設でキャンセル待ちの対応を行っており、今回予約をしていただきました施設にもキャンセル待ちの対応を行っていることは確認いたしました。当該施設においても改めて、必要な方がご利用いただけるよう、キャンセル待ちの対応や他の病児保育施設へのご案内を行うよう確認をしたところで。様々な感染症が拡大する中、大変恐れ入りますが、病児保育は、区内どの施設でもご利用いただけますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。	子ども・若者部保育課	電話 03-5432-2325 FAX 03-5432-4865	令和5年7月5日	
九品仏複合施設について	九品仏複合施設とは何でしょうか？Googleマップを見ると九品仏まちづくりセンターとなっています。世田谷区のホームページを見ると九品仏まちづくりセンターは九品仏複合施設内とあります。九品仏複合施設には世田谷区のような組織があるのか、区民が利用できる施設があるのかなどホームページで確認する方法を教えてください。	九品仏複合施設は、①九品仏まちづくりセンター、②九品仏あんしんすこやかセンター、③社会福祉協議会九品仏地区事務所、④奥沢地区会館の4つの施設が併設された複合施設となっています。なお、Googleマップの掲載については、複合施設という表記ではどういった施設が併設されているのかわからないため、九品仏複合施設では「九品仏まちづくりセンター」という表記としています。一方、世田谷区のホームページで確認をされたい場合は、具体的な施設名や事業名がおわかりであれば「キーワードで探す」に直接施設名等をご入力いただければ、すぐにご覧いただくことができます。上記の4施設は、いずれも区民の皆様のご利用やご相談ができる身近な施設として開設しています。事業内容や利用方法等については、区ホームページから各施設を検索し、ご確認くださいませすようお願いいたします。また、ホームページの内容についてご不明な点等がございましたら、各ページにお問い合わせ先が記載いたしますので、ご確認の上、お問い合わせください。	玉川総合支所 地域振興課	電話 03-3702-1133 FAX 03-3702-0942	令和5年7月6日	
自転車、キックボードのヘルメット着用	自転車、キックボードとヘルメット着用が推奨される乗り物が増えました。自転車置き場は整備されていますが、自転車利用後のヘルメットの処遇が未整備です。ヘルメットを管理する場所があれば、ヘルメットの利用が増えると思います。ヘルメット着用が努力義務となった今、行政にはヘルメットの管理の努力を期待します。	本年4月1日の道路交通法改正に伴ない、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりましたが、着用しない理由には「努力義務だから」、「髪型が崩れるから」の他、「ヘルメットが荷物になるから」などがあがっています。このため区は、自転車利用のヘルメット着用を促進するためにヘルメット購入補助を進めているところです。ヘルメットを管理する場所の整備につきましては、区立駐輪場利用者等のご意見等を参考に、必要に応じて検討してまいります。	土木部 交通安全自転車課	電話 03-6432-7967 FAX 03-6432-7996	令和5年7月10日	
カラスを撃退することを政策として実施してもらいたい	このところ、カラスによる人への攻撃、フン被害、騒音、地域環境など、区民に甚大な被害と不安を与えているものと思います。区としては、どのようにして区内からカラスを撃退する政策が実施されているのが教えてください。また、他の自治体のように、鷹と鷹匠で追い払う、カラスの嫌がる音声を鳴らすなどはされているのでしょうか。例えばカラスの嫌がる音声をホームページに公開したり、数多くの自治体でカラスの駆除が積極的になされていますが、カラスが区民の平穏な生活を脅かしていることと、どのように駆除していくのか、いまの区政を見てもまったくそういった認識が感じられません。カラスを追い払う、駆除、削減するための区の考えがあれば教えてください。もし、具体的な施策がないようでしたら、他自治体の取り組みなどを研究して、カラスを撃退することを政策として実施してもらいたいことを要望いたします。	カラスは在来種の野鳥ですが、数が増えすぎた結果、集積場の生ごみを食べ散らかす、糞や羽毛で建物や道路を汚す、早朝の鳴き声がうるさい、繁殖期(3~7月頃)に卵やヒナがいる巣や落下したヒナに近づくと威嚇や攻撃に遭う、といった被害をもたらすようになりました。今回のご意見についてですが、カラスは鳥獣保護管理法により保護されているため、みだりに捕獲することが禁止されています。世田谷区では、繁殖期における巣の撤去及び落下ヒナの捕獲を東京都の許可を得て実施しておりますが、それ以外の親鳥の捕獲行為などはできないこととなります。その他の対策といたしまして、周辺住民の良好な生活環境を確保するため、カラスやハトなど野鳥への餌やりによる迷惑行為を行うことのないよう努めることを区民の責務として条例に定め、啓発活動や指導を行っており、また、生ごみの出し方指導などに取り組んでいます。また、東京都では都内全域でカラスの数を減らすための広域的な取り組み(トラップによる捕獲)を実施しています。詳細は東京都環境局へお問い合わせください。	環境政策部 環境保全課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和5年7月10日	

<p>若者の図書館利用について</p>	<p>ある図書館にて世田谷区の指針である「子ども・子育て応援都市宣言」に反して、次代をになう学生の利用を禁止する措置を行っています。図書館内に「社会人専用」と称して健全な学生の利用が妨げられています。</p>	<p>本来は、特定の利用者への専用席という形式を取らず、互いに譲り合いながらご利用いただけるのが望ましいのですが、当該図書館の「社会人専用席」は、駅前という立地により館内が混雑しやすい状況で、学生等が長時間学習席として利用することで、仕事帰りに新聞の閲覧や調べものを行う方の利用を妨げているといった環境を改善するために設けておりました。 今後は、図書館の立地環境や利用状況を考慮しながら、利用者の属性による専用席のような形で限定するのではなく、利用者の用途に応じて閲覧席の利用方法を見直すなど、図書館サービスの改善に取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続き図書館をご利用いただきますようお願い申し上げます。</p>	<p>教育政策・生涯学習部 中央図書館</p>	<p>電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7435</p>	<p>令和5年7月10日</p>	
<p>図書館における書籍の保存期間</p>	<p>日頃から図書館を便利に利用させていただき感謝しているところです。建築関係の月刊誌の保存期間が10年とのことで、以前から疑問を感じておりました。他のいくつかの区では永年保存となっています。雑誌はその時代を検証する貴重な資料であり、単に読み捨てられ処分するべきではないはず。スペースの問題ならばどこかに共用の書庫を持たず済むこと。せめて他区の図書館とネットワークを組み、ネット予約システムを拡張し、最寄りの図書館で受け取れるようにしていただきたい。システム的にはそれほど難しいことではないと思いますのでご検討のほど宜しく願いいたします。</p>	<p>世田谷区立図書館では、世田谷区立図書館保存庫保存基準に基づき、雑誌の保存年限を原則として10年としていますが、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、世田谷区により構成され城南ブロックでは、一部の雑誌を各区で分担し永年保存しています。また、都内の区市町村立図書館で所蔵する新聞・雑誌については、東京都立図書館のホームページの都内図書館情報にある「区市町村立図書館新聞雑誌総合目録」により検索することができます。 世田谷区立図書館で所蔵していない雑誌については、区内にお住まいであれば、相互貸借でお取り寄せさせていただきますので、お近くの図書館でお申し込みください。</p>	<p>教育政策・生涯学習部 中央図書館</p>	<p>電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7435</p>	<p>令和5年7月10日</p>	
<p>公園内におけるペットの排泄マナー看板設置のお願い</p>	<p>近所の公園は緑豊かな傾斜のある公園です。朝夕の犬の散歩途中に公園内に立ち入る飼い主が多く、排泄させたり、ブラッシングをしています。この公園は近隣の子どもの遊び場でもあり、明確に通路や遊び場といった区分けもないこのような公園で所構わず排泄されると不衛生です。公園が自由利用なことは承知していますが、子どもの衛生面が心配です。公園内にペットの出入りを禁止までしてほしいとは言っておりません。せめて目立つように排泄マナーの注意喚起看板を設置してください。</p>	<p>世田谷区では、犬の排泄マナーについて、犬と散歩に出る前に排泄を済ませ、フンをしてしまった場合は必ず持ち帰るように、また、尿に関しては水を入れたペットボトルを携行し、万が一、オシッコをしてしまった時は、十分な水の量で流していただくようお願いしております。 ご意見をいただきました公園では、これまで犬のマナーに関してフンの持ち帰りと引き綱をつける表示をしてきたところですが、今後、排尿に関するマナーについても現地に表示いたします。 今後とも、適切な公園施設の管理とともに、犬を飼う人も飼わない人も気持ちよく過ごせる場づくりに取り組んでまいります。</p>	<p>みどり33推進担当部 公園緑地課</p>	<p>電話 03-3704-4972 FAX 03-5706-1361</p>	<p>令和5年7月12日</p>	
<p>アプリの不便さについて</p>	<p>せたがやPayは支援制度として応援していますが、今回アプリの不便さについて意見させていただきます。買い物支払いをしようとした時に不要な手間と時間がかかりすぎます。 具体的にはレジで支払いまでに 1.アプリ立ち上げの顔認証 2.毎回エラーメッセージがポップアップで出るので閉じる（ユーザーの操作では解消できない） 3.二次元コード読み取りの顔認証 これでやっと支払いが開始できる状態です。特に2度目の顔認証はログイン情報APIを保持していればセキュリティ上必要ありません。 コロナ禍ではマスクをしているため、何度もレジでマスクに触って下すのがストレスでした またこのような手間が多いため、特にスマートフォンに慣れていない高齢者は、他の人に待たせて迷惑をかけるかと敬遠してしまいます。コロナ支援策でもあり、高齢者を含め全ての人に優しい区政を行うコンセプトのはずなのに、アプリのUX設計が杜撰で非常に悲しいです。どうか改善をお願いします。</p>	<p>ご指摘の通り、「せたがやPay」アプリは高齢者を含め多くの方にご利用いただくことを想定し、情報セキュリティの一環として、PINコード認証や生体認証機能※をデフォルトで有効設定としております。（※iOS版ではTouch ID/Face IDをご利用いただけます） セキュリティに係るデフォルトの当該設定が、結果として、「せたがやPay」アプリをご利用いただく際の不便さに繋がってしまった点、大変恐縮でございます。 なお、こちらのPINコード認証や生体認証機能につきましては、アプリ内の「マイページ」から「PINコード設定」を選択していただくと、利用者様の必要に応じて、認証のオンオフの切り替え等、個別に設定することが可能となっております。 また、PINコード等の個別設定につきましては、こちらもアプリ内の「マイページ」から「ヘルプ」を選択していただくと、操作方法に係るFAQを掲載しているところがございます。 いただいたご意見につきましては、実施主体である商店街振興組合連合会やシステム委託事業者に共有し、今後の「せたがやPay」アプリのUI/UX向上に資するよう参考にさせていただくとともに、高齢者の方を含めた、アプリに不慣れな利用者様に対して、その利用方法を分かりやすく広報できる方策を引き続き検討してまいります。</p>	<p>経済産業部商業課</p>	<p>電話 03-5432-6667 FAX 03-3411-6635</p>	<p>令和5年7月13日</p>	
<p>小学校の修学旅行について</p>	<p>世田谷区の小学校では夏休み中に修学旅行に行きますが、授業の一環であれば振替休日が必要だと思えます。 また休み中に修学旅行があることで家族の予定が立て辛く日程を見直して頂きたいです。</p>	<p>日光林間学園は昭和25年から始まり、世田谷区の多くの小学生が参加してきた宿泊行事です。日光の雄大な自然の中で、日光東照宮をはじめとする貴重な歴史的建造物を訪れたり、伝統工芸品を作成したりするなど、児童が体験・体感をする貴重な機会となっています。 例年7月中旬の夏休み開始直後から8月上旬までの期間に実施していますが、区立小学校61校が実施するためには、多くの宿舎が必要であり、旅行会社を通して毎年同じ時期の日程で、それらの宿舎を確保しています。日光は、他の多くの自治体でも小学生の宿泊行事の行先として利用され、それらの自治体も例年同じ時期に宿舎を確保しており、世田谷区立小学校61校が学期中に実施するよう日程変更することは困難な状況となっております。 日光林間学園が夏休み中の各ご家庭の予定と重なることにつきまして、ご不便をおかけしている点があることは認識しておりますが、上記理由により年度初めに各学校より年間行事予定で日程をお示しすることで、各ご家庭においてご対応いただいているところです。 今後も、児童の貴重な体験活動の機会を確保するため、日光林間学園を安全・安心に実施してまいりたいと考えております。</p>	<p>教育委員会事務局 学校教育部学務課</p>	<p>電話 03-5432-2689 FAX 03-5432-3028</p>	<p>令和5年7月14日</p>	
<p>小学生の猛暑日の登校について</p>	<p>近年は夏本番の夏休み迎える前に気温35度を超える猛暑日が続くことも珍しく無くなりました。テレビでは外出を控えるように呼びかけているにも関わらず小学生は重いランドセルを背負って登校しなければいけないことに疑問を感じます。子どもは体が未発達で、さらに地面に近く体感気温は大人よりも高いです。このまま何も対策されないのは子どもの安全を軽視していると感じます。猛暑も安全を脅かす自然災害と同列に考えて、猛暑日と予報される日は自由登校としオンライン授業でも出席みなす等の対応ととって頂きたいです。</p>	<p>区では、5月から区立小・中学校あてに教育活動における熱中症予防の徹底を求めるとともに、熱中症対策ガイドラインにより熱中症事故防止に取り組んでいるところです。 今回、猛暑日と予報される日は自由登校とし、オンライン授業でも出席とみなす等の対応ができないかとのご意見をいただきました。 オンラインで授業を実施する際の課題として、登校したときのように「出席」と取り扱うことができないこと、また、日中、保護者がご不在となるご家庭の子どもたちにとっては、学校は、学習の場であるとともに、大切な居場所のひとつでもあるため、その居場所を維持する必要があることがございます。 このことから、区では、通常登校による授業を基本としますが、引き続き、熱中症予防にも取り組みながら、児童・生徒の安全に配慮してまいりたいと思います。なお、一律の取扱いはございませんが、お子様の健康上の不安などからオンラインでの授業をご希望される場合は、お手数をおかけいたしますが、お子様が通学する学校にご相談ください。</p>	<p>教育委員会事務局 学校教育部教育指導課</p>	<p>電話 03-5432-2706 FAX 03-5432-3104</p>	<p>令和5年7月18日</p>	

<p>ふるさと納税制度による減収</p>	<p>私はふるさと納税制度に反対の立場です。ふるさと納税を利用して自分の暮らす世田谷区には納税しない人に対して、自治体サービスが受けられないようにしたり、きちんと世田谷区に納税している人は優先的にサービスを受けられたりするような措置は取れないのでしょうか？この問題は生活の質に直結するので、他の自治体とも協力して、できれば制度を撤廃すべく取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>元来、世田谷区では寄附文化の醸成を目指して、区の実情をお示しすることで、寄附という形の応援をいただきたく取り組んでおります。 現在のふるさと納税制度は、過度な返礼品競争などにより、自治体同士の税収の奪い合いを引き起こしたり、ふるさと納税の減収による行政サービスの低下を住民全体で受けなくてはならないなど、数多くの問題点を抱えており、区は、東京23区の区長で構成する特別区長会での要望等、機会を捉えて、制度の抜本的な見直しを国に求めています。</p>	<p>政策経営部 経営改革・ 官民連携担当課</p>	<p>電話 03-5432-2190 FAX 03-5432-3047</p>	<p>令和5年7月18日</p>	
<p>区立駐輪場について</p>	<p>子どもを自転車で移動させる際は安全面から前後に乗せるのではなくサイクルトレーラーを利用しています。 駐輪場では自転車を停めることができますが、トレーラーは置くことを断られます。トレーラーは、折り畳むことが出来るため、スペースがあれば置くことができます。畳んで置くよう検討をお願いします。</p>	<p>区立駐輪場は、利用対象を原則自転車又は原動機付自転車と条例に定めています。利用率が高い駐輪場では利用者や自転車の出入りも多いことからスペース確保は困難な状況です。そのため利用対象外のトレーラーや、折り畳んだ状態のお客様所有物のお預かりはお断りしています。ご意見は今後の駐輪場運営の参考といたします。</p>	<p>土木部 交通安全自転車課</p>	<p>電話 03-6432-7967 FAX 03-6432-7996</p>	<p>令和5年7月18日</p>	
<p>国民健康保険料の支払い手続について</p>	<p>国民健康保険料の支払い方法についてお願いがあります。電子マネーへの対応等、努力されているのは承知しておりますが、他の区でも導入されているPay-easy（ペイジー）の導入をお願いします。口座振替の原則も、電子マネー対応も承知しておりますが、出張所の窓口は平日しか対応しておらず、土日はコンビニかスマホというのはバランスが欠けていると思われます。ATMで完結する、Pay-easy（ペイジー）の導入もご検討ください。</p>	<p>国民健康保険料のお支払いについては、お問い合わせの際に記載いただいたとおり、原則口座振替をお願いすると共に、電子マネーやクレジットカード等の納付方法導入を進め利便性向上に努めております。お問い合わせいただいたPay-easy（ペイジー）の導入にあたっては、納付書の様式が変更となるため区の電算システムの大規模な改修が必要となります。電算システムについては、今後、国の主導により全国の地方公共団体情報システムの標準化が進められることとなっておりますので、その動向を注視しながらPay-easy（ペイジー）の導入について検討していく予定です。国民健康保険料の納付方法については、今後も更なる利便性向上を図ってまいります。</p>	<p>保健福祉政策部 保険料収納課</p>	<p>電話 03-5432-2339 FAX 03-5432-3038</p>	<p>令和5年7月18日</p>	
<p>学校給食配膳時のマスクについて</p>	<p>5月からマスクの着用が自由になりましたが、それに伴って、学校での給食の配膳時も、給食当番もマスクをしなかったり、おしゃべりしながら配膳している現状があるようです。コロナ禍以前ですら、配膳時はできるだけ喋らない、給食当番はマスク必須だったと思うのですが、現在の状況はそれより衛生観念が後退しているように思えます。実際、クラスでも欠席が相次ぎ、明らかに体調を崩すことが増えました。せめて給食配膳時の衛生マネーとして、当番のマスクは必須にするよう学校に推奨していただけないでしょうか。子どもの健康を守るために、よろしく願いいたします。</p>	<p>文部科学省が定める学校給食衛生管理基準では、「給食当番等配食を行う児童生徒及び教職員については、毎日、下痢、発熱、腹痛等の有無その他健康状態及び衛生的な服装であることを確認すること。また、配膳前、用便後の手洗いを励行させ、清潔な手指で食器及び食品を扱うようにすること」としています。また、同省が作成した食に関する指導の手引きでは、給食当番活動の際は、衛生管理基準に基づき、清潔な白衣やマスクを着用して行うことなどを学級担任等が指導することが明記されています。この度は給食当番活動における衛生面での指導が至らず、ご心配をおかけし誠に申し訳ございません。給食当番が配食する際は衛生面に十分注意して行うようあらためて学校へ周知いたします。</p>	<p>教育政策・生涯学習部 学校健康推進課</p>	<p>電話 03-5432-2701 FAX 03-5432-3029</p>	<p>令和5年7月18日</p>	
<p>トイレ全面洋式化要望</p>	<p>近所の公園に一部残ってる和式トイレを全面洋式にまとめて改装してください。理由は和式トイレは、足腰が不自由な方や、足が曲がりにくくなって長時間しゃがんでいることがつらくなられた方にはとても不便なものです。そこで洋式トイレ（腰掛け便器）にする必要がでできます。洋式トイレにすると、立ち上がる動作が楽になり、安定した姿勢で用が足せるようになります。暖房機能がついた便座であれば、皮膚に触れる面が暖かく、快適にトイレを使用できます。シャワートイレが完備されている場合、清潔に使用できます。体にストレスを感じずにトイレを使用できるのは大切なことです。</p>	<p>世田谷区では、安全で快適に公園のトイレを利用してもらうため、トイレ施設の老朽化度合や利用状況、洋式トイレの併設状況などを踏まえ、優先順位をつけて順次、修繕や建替えにより和式トイレの洋式化に取り組んでおります。ご連絡いただきました公園につきましては、平成25年に開園した区内でも比較的新しい公園という事もあり、トイレ施設自体も比較的新しく、洋式トイレも併設されている状況でございます。そのため、他の老朽化が進んでいる公園のトイレの改修・修繕を先行して進めている状況でございます。区といたしましては、引き続き、利用者の皆様が快適に利用しやすい公園のトイレを目指して、順次、公園トイレの洋式化を進めてまいります。</p>	<p>みどり33推進担当部 公園緑地課</p>	<p>電話 03-3704-4972 FAX 03-5706-1361</p>	<p>令和5年7月18日</p>	
<p>小学校のエアコンについて</p>	<p>小学校について、今回お伝えしたいのは、学校のエアコンが壊れて、効き目がなく、扇風機も壊れて、部屋の温度が35℃を超えることもありました。そこで、エアコンの掃除や、買い替え、扇風機を新しくすることを、お願いします。</p>	<p>教育委員会では、猛暑による学校現場の状況を受け、扇風機など各学校が必要とする物品の追加を進めています。ご指摘の小学校に設置しているエアコンにつきましては、毎年、定期点検を実施し、不具合等が確認された場合には、部品の交換など修繕対応を行っています。先日、学校からのエアコン清掃依頼を受け、薬品による分解洗浄を実施しました。エアコンを清掃しましたが、エアコンの老朽化に加え、エアコンの能力不足や日射の影響を受けやすい教室の配置などにより、先週のように最高気温が35℃以上の猛暑日においては、外気温が高すぎることで、特に冷えにくい状況となっています。エアコンの入替えについては、区内全小中学校90校のうち、設置年度が古いエアコンを有する学校も多いため、順次、更新工事を進めています。引き続き、教育委員会と学校が連携しながら、良好な教育環境の確保を図れるよう、学校施設・設備の維持保全に努めてまいります。</p>	<p>教育政策・生涯学習部 教育環境課</p>	<p>電話 03-5432-2666 FAX 03-5432-3029</p>	<p>令和5年7月19日</p>	
<p>ペットボトル回収日を増やして欲しい</p>	<p>ごみにおけるペットボトルの割合は、とても大きいですが、ペットボトル回収日が2週間に一回しかなく、時には3週間に一回しかありません。これは全く現実とそぐわないです。一方で、プラスチックも燃えるごみで出せる世田谷区においては、燃えないごみは、ほとんど家庭から出ません。だから、燃えないごみ回収日とペットボトル回収日の割合を見直して、ペットボトル回収を増やしてください。</p>	<p>区ではペットボトルの回収について、集積所での回収のほか、32か所の公共施設での拠点回収を実施しております。また、スーパーマーケットや小売店などの販売事業者による自主回収も行われております。このように複数の排出方法があることや、ご家庭から排出されるペットボトルの総量を踏まえた結果、集積所回収は月2回としております。なお、世田谷区では、お住まいの地域によって収集曜日が異なり、毎月、5週目にあたる29日～31日については、原則、ペットボトルの回収をしておりません。ご不便をおかけしておりますが、何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。なお、回収を行っている公共施設や販売事業者については、以下のとおり区のホームページにも掲載しておりますので、ご活用いただけますと幸いです。 【令和5年（2023年）版資源・ごみの収集カレンダー】 https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/004/002/d00201020.html 【公共施設での資源回収（拠点回収：回収ボックス方式）】 https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/004/001/d00190101.html 【店舗での自主的な資源回収】 https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/004/001/d00012055.html</p>	<p>清掃・リサイクル部 事業課</p>	<p>電話 03-6304-3267 FAX 03-6304-3341</p>	<p>令和5年7月24日</p>	

<p>駐車場について</p>	<p>近年、世田谷区では、駐車場が増えているが、全てアスファルト製で、ヒートアイランド現象の原因になっている。世田谷区の緑化強化の一環として、新設する駐車場には、新築の住宅に義務化しているように、一部を緑化することを義務付けて欲しい。</p>	<p>駐車場については、敷地面積が150㎡以上の建築物の建築時には、世田谷区みどりの基本条例（以下、条例という。）に基づき、原則として敷地内の緑化が必要となるため、規模の大きな店舗や集合住宅、公共施設の敷地に含まれる駐車場の多くは、敷地内緑化の一部として緑化が行われております。単独の駐車場（建築物の敷地に含まれていない駐車場）につきましても、収容能力が20台以上の自動車駐車を設置する場合には、条例に基づいて駐車場敷地の一部を緑化することを求めています。</p> <p>また、別の施策として、接道部緑化や事業用等駐車場緑化の助成制度を設けており、住宅・店舗等の駐車場や、単独の駐車場を新たに緑化する場合には、一定の条件によりその費用の一部を助成しています。</p> <p>みどりにはヒートアイランド現象を緩和する環境の改善機能を始め、生きものの生息環境、防災、レクリエーションの場の提供など多様な機能があり、街づくりに欠かせないものです。引き続き、区として公共施設や民有地の緑化の推進に取り組んでいきます。</p>	<p>みどり33推進担当部 みどり政策課</p>	<p>電話 03-6432-7905 FAX 03-6432-7989</p>	<p>令和5年7月24日</p>	
<p>学校飼育実施校への警告のお願い</p>	<p>急激な温暖化の拡大により外飼い飼育が動物への虐待となるほどの災害級の酷暑となっています。もはや学校飼育は不適切な状況、現在の気候での外飼い飼育の危険性を実施中の各校へ警告し、学校飼育の廃止の呼びかけ、最低限でもエアコンのある室内飼育の徹底を促していただきたくお願い致します。学校飼育の廃止については各家庭や関係者へ里親募集を呼びかけることもあわせてご指導いただきたく重ねてお願い致します。不適切な環境下での飼育は児童たちへ間違ったメッセージを幾つも送ってしまいます。繊細な小動物は今日明日にでも命を落としてしまうかもしれません。早急にご対応いただくことは可能でしょうか？</p>	<p>小学校では、動物や植物が生命をもっていることや成長していることに気付くこと、生き物への親しみをもち、大切にしようとする心を育てること、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもって働きかけることができるようになることを目的に、動物の飼育や植物の栽培に取り組んでいます。</p> <p>中学校でも動物の飼育や植物の栽培に取り組んでいる学校があるため、長期休業の前には、全小・中学校に対して休業期間の対応・対策について注意喚起をしています。</p> <p>特に、夏季休業中は、ウサギなどの飼育動物だけでなく、その他飼育している生き物（水生生物（メダカ・カメ・ザリガニなど）や昆虫（カフトムシなど））についても、冷房の効く涼しい場所（職員室等）に移動させ適切な温度管理をしていただく等、対応・対策を依頼しているところです。</p> <p>学校での動物の飼育や植物の栽培は、子どもたちを取り巻く自然環境や社会環境が変化し、日常生活の中で自然や生命と触れ合い、関わり合う機会は乏しくなるなか、子どもたちにとって貴重な体験の機会となっています。</p> <p>学校飼育の廃止の呼びかけをすべきではないかとのご意見もいただきましたが、子どもたちが生き物への親しみをもち、大切にしようとする心を育てることができるよう、引き続き動物や生き物の飼育環境にも配慮してまいりたいと思います。</p>	<p>教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課</p>	<p>電話 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041</p>	<p>令和5年7月31日</p>	
<p>ごみ収集の時間帯について</p>	<p>ごみの収集についてご提案したいことがありメールをいたしました。今住んでいるマンションではカラス被害がひどく毎回のごみ捨て時にも子どもが狙われたらと怖い思いをしています。私の地元近くの市では、ごみ収集の時間を深夜に行います。メリットとしては・昼間の都市美観への貢献(匂い含め)・日中の交通渋滞回避・カラス被害回避・夜間の防災防犯に繋がるなどたくさんの良い点があるかと思えます。</p>	<p>世田谷区では、清掃・リサイクル条例に基づき、区長の附属機関として清掃・リサイクル審議会（区民・事業者・区議会議員・学識経験者にて構成）を設置し、区が責任をもって区内のごみを減らし適正に処理するための施策について調査・審議しており、ごみの早朝・夜間収集のあり方についても審議をしています。</p> <p>過去にはなりますが、区では平成16年に区内の一部地域で家庭ごみ夜間収集について実験を行い、効果や課題として、以下の点が確認されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラス被害が減少し、街の美化の面で効果があった ・ごみ出しが遅くなることで便利になった ・未分別のごみと収集後のごみ出しが増え、排出ルールの意識と行動に関する課題 ・集合住宅での管理人の勤務関係 ・夜間収集作業中の騒音 ・ごみ収集作業の効率低下 <p>この結果を踏まえて、平成18年12月に清掃・リサイクル審議会から区長あてに「今後のごみ・資源の収集形態のあり方について」という答申が出されています。（答申とは審議会などの諮問機関から行政に対し意見を述べることです。）</p> <p>その答申のなかで、家庭ごみの夜間収集について一定の効果はあるが、商店街など繁華街地区を中心とする取組みを促進する方向が望ましいとされています。</p> <p>以上の結果に基づきまして、世田谷区としては現在家庭ごみの夜間収集は実施しておりません。一方で事業系の廃棄物に関しては商店街を中心に関係者と調整のうえ、ごみの夜間収集を行っています。</p>	<p>清掃・リサイクル部 事業課</p>	<p>電話 03-6304-3297 FAX 03-6304-3341</p>	<p>令和5年7月31日</p>	